

自己点検表

各点検項目について確認した結果を「点検結果」の □ に ✓ チェックし、不適の場合はその事由等を記載してください。

事業所名 ()

○集団指導

※根拠
➢介護保険施設等の指導監督について(令和4年3月31日付老発0331第6号、厚生労働省老健局長通知、別添1「介護保険施設等指導指針」)

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法、その他
		適	不適	
集団指導	本市が実施する集団指導に出席等していますか。 ＜過去2年の出席状況＞ 令和 年度・・・(出席 ・ 欠席) 令和 年度・・・(出席 ・ 欠席) ※「欠席」したことがある場合は、右側の「不適」の場合の事由等の欄に「欠席」した理由を記載してください。 ➢集団指導の内容は参加者が参加する意味のあるものとなるように、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容、高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等を中心としたカリキュラムとすることから、本市は集団指導への参加を重要であるものと考えています。 ➢集団指導を欠席した場合、当日の資料には掲載のない情報も含め貴重な伝達の機会が失われることから、欠席した事業所については、次回集団指導は、必ず出席してください。	□	□	

○(介護予防)認知症対応型共同生活介護 (定義及び基本方針、人員、設備、運営の基準)

※根拠
➢介護保険法(以下「法」という。)
➢鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「条例」という。)
➢鹿児島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(以下「予防条例」という。)

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
Ⅰ 定義及び基本方針				
1. 定義 法第8条第20項	「認知症対応型共同生活介護」とは、要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。			
法第8条の2第15項	「介護予防認知症対応型共同生活介護」とは、要支援者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。			
2. 基本方針 条例第109条	指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
予防条例第70条	指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	☐	☐	
Ⅱ 人員に関する基準				
1. 従業者の員数 1-1. 介護従業者 条例第110条 予防条例第71条	(1) 夜間及び深夜の時間帯以外(以下「日中時間帯」という)の配置は適切ですか。 ➤ 利用者の数が3又はその端数を増すごとに、常勤換算方法で1以上配置していますか。(利用者 3 : 介護従業者 1) → 前年度の平均利用者数(名) ※新規の場合は推定利用者数 → 日中時間帯の常勤換算後の介護従業者数(名) ※常勤換算とは、従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除して得た従業者の員数。	☐	☐	
	(2) 夜間及び深夜の時間帯の配置は適切ですか。 ➤ 夜間及び深夜の時間帯を通じて、常に標準数(1以上)の介護従業者(宿直勤務者を除く)が確保されていますか。 → 夜間及び深夜の時間帯(午後 時 ~ 午前 時) → 夜間及び深夜の時間帯に勤務する介護従業者数(名) ※ただし、事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。	☐	☐	
	(3) 介護従業者のうち1以上の者は、常勤となっていますか。 → 常勤(名) 非常勤(名)	☐	☐	
	○ユニットが2以上ある場合 ➤ ユニットごとに専従で配置することが望ましい。 (理由) 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならないという観点から、なじみの関係を築く必要がある。 ○指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(以下「小規模」という。)が併設されている場合で、それぞれの事業所が人員基準を満たす従業者を配置している場合 ➤ 当該事業所の介護従業者は、小規模の職務と兼務することができる。 ➤ 当該事業所の夜勤職員については、以下の要件を全て満たした場合のみ、小規模の職務と兼務することができる。 (要件) ・入居者の処遇に支障がないと認められる場合 ・当該事業所の定員と、小規模の泊まり定員の合計が9人以内である場合 ・当該事業所と、小規模が同一フロアに隣接し、一体的な運用が可能な構造である場合			
1-2. 計画作成担当者 条例第110条 予防条例第71条	(1) 認知症対応型共同生活介護事業所ごとに計画作成担当者を配置していますか。 ※ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができる。	☐	☐	
	(2) 計画作成担当者は、必要な研修を修了していますか。 → 研修名() 修了日() → 研修名() 修了日()	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
1-2. 計画作成担当者 条例第110条 予防条例第71条	(3)計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てていますか。 ※ただし、介護支援専門員は常勤でない者を充てても差し支えない。 ※サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所については、介護支援専門員である計画担当者に代えて、厚生労働大臣が定める研修を終了している者を置くことができる。	☐	☐	
2. 管理者 条例第111条 予防条例第72条	(1)共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。ただし、共同生活住居の管理上業務に支障がない場合は、以下のとおり、他の職務を兼ねることができる。 ① 当該共同生活住居の他の職務に従事することができる。 ② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 ※ただし、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、訪問系サービス提供者として兼務する場合、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに事業所に駆け付けられないことができない体制となっている場合などは、一般的には管理業務に支障があると考えられる。 →他事業所の兼務(有・無) 有の場合・・・ 事業所名() 職務名() ③共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。	☐	☐	
	(2)管理者は、必要な研修を修了していますか。 →「認知症対応型サービス事業管理者研修」 修了日() ※みなし措置 下記の研修を修了している者は、既に必要な研修を修了しているものとみなす。 ①「実践者研修」又は「基礎課程」 平成18年3月31日までに上記の研修を修了した者であって、平成18年3月31日に、現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事している者。 ②「認知症高齢者グループホーム管理者研修」を修了した者。	☐	☐	
3. 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者 条例第112条 予防条例第73条	(1)代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者ですか。 →事業所名() 職務名()	☐	☐	
	(2)代表者は、必要な研修を修了していますか。 →「認知症対応型サービス事業開設者研修」 修了日() ※みなし措置 下記の研修を修了している者は、既に必要な研修を修了しているものとみなす。 ①「実践者研修」又は「実践リーダー研修」、「認知症高齢者グループホーム管理者研修」 ②「基礎課程」又は「専門課程」 ③「認知症介護指導者研修」 ④「認知症高齢者グループホーム開設者研修」	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
3. 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者 条例第112条 予防条例第73条	(3)代表者(社長・理事長等)は、代表交代時においては、半年後又は次回研修日程のいずれか早い日までに必要な研修を修了していますか。 ※代表者交代時に研修が開催されておらず、研修を受講できずに代表者に就任できないケースがあることから、代表交代時においては、半年後又は次回研修日程のいずれか早い日までに修了すれば良いこととするとされました。 なお、新規に事業者が事業を開始する場合については、事前の準備期間があり、代表交代時のような支障があるわけではないため、代表者としての資質を確保する観点から、原則どおり、新規指定時において研修を修了していることが必要となります。	☐	☐	
Ⅲ 設備に関する基準				
1. 事業所の設備 条例第113条 予防条例第74条	(1)共同生活住居(ユニット)数は適切ですか。 → ユニット数() ※共同生活住居の数は、1以上3以下(サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)とする。	☐	☐	
	(2)入居定員は適切ですか。 → 入居定員(名)	☐	☐	
	(3)一つの居室の定員及び床面積は適切ですか。 → 居室の定員(名) → 居室床面積(m ²)	☐	☐	
2. 消防設備その他の非常災害に際して必要な設備 平成21年4月消防法施行令 条例第113条 予防条例第74条	(1)消防用設備及び必要な備品を整備し、6ヶ月に一度の消防設備点検はできていますか。 ➤自動火災報知設備、火災通報装置、消火器、誘導灯、その他施設の面積等によって必要となる消防設備はあるか。 用途区分:(6)項口 なお、平成27年4月から、原則として、すべての事業所でスプリンクラーの設置が義務付けられています。 →過去3年間の消防設備点検実施日 () () () () () ()	☐	☐	
Ⅳ 運営に関する基準				
1. 内容及び手続きの説明及び同意 条例第128条準用条例第9条 予防条例第86条準用予防条例第11条	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護従事者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	☐	☐	
2. 提供拒否の禁止 条例第128条準用条例第10条 予防条例第86条準用予防条例第12条	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。 ➤正当な理由の例 ①事業所の現員から利用申込に応じきれない場合 ②申込者の居住地が通常の事業の実施地域外 ③その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難と認められる場合	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
3. 受給資格等の確認 条例第128条準用条例第12条 予防条例第86条準用予防条例第14条	サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	☐	☐	
4. 要介護認定の申請に係る援助 条例第128条準用条例第13条 予防条例第86条準用予防条例第15条	要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。	☐	☐	
5. 入退居 条例第114条 予防条例第75条	(1)入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めていますか。	☐	☐	
	(2)入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により、認知症である者であることの確認をしていますか。	☐	☐	
	(3)入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対し自らサービス提供が困難である場合は、適切な他の（介護予防）認知症対応型共同生活介護、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じていますか。	☐	☐	
	(4)利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえ、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助を行っていますか。	☐	☐	
6. サービスの提供の記録 条例第115条 予防条例第76条	(1)入居に際しては、入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載していますか。	☐	☐	
	(2)サービス提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。	☐	☐	
7. 利用料等の受領 条例第116条 予防条例第77条	(1)法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の支払を受けていますか。	☐	☐	
	(2)食材料費、理美容代、おむつ代及びその他日常生活費に要する費用の取扱いは適切に行われていますか。	☐	☐	
	(3)上記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	☐	☐	
8. 保険給付の請求のための証明書の交付 条例第128条準用条例第22条 予防条例第86条準用予防条例第23条	法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要な事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 →事例：（有・無）	☐	☐	
9. 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針 条例第117条	(1)介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
9. 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針 条例第117条	(2)介護は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われていますか。	☐	☐	
	(3)介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われていますか。	☐	☐	
	(4)介護従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	☐	☐	
	(5)サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体拘束等)を行っていますか。 →事例:(有・無) ※利用者の身体拘束が認められるのは、『切迫性』『非代替性』『一時性』の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが、極めて慎重に実施されているケースに限られます。	☐	☐	
	(6)やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録していますか。 ※緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。	☐	☐	
	(7)身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図っていますか。 (認知症対応型共同生活介護においては、運営推進会議を活用することができます)	☐	☐	
	(8)身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。	☐	☐	
	(9)介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施していますか。	☐	☐	
	(10)自己評価を少なくとも年1回は行っていますか。 →過去3年間の自己評価実施日 () () ()	☐	☐	
	(11)外部評価又は運営推進会議における評価を少なくとも年1回は受けていますか。 ※過去5年間継続して外部評価を受けている事業者であって、一定の要件を満たす場合は、2年に1回とすることができます。 →過去3年間の評価実施日 () () ()	☐	☐	
	(12)自己評価・外部評価の結果について、入居(申込)者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記載した文書に添付の上、説明していますか。	☐	☐	
	(13)自己評価・外部評価の結果について入居者及びその家族へ提供し、事業所内の見やすい場所に掲示する他、広く開示していますか。 ・入居者及びその家族への提供(している・していない) ・事業所内に掲示(有・無) ・WAM NETに公開(有・無) ・法人のホームページへの掲載(有・無)	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
10. 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針（予防のみ） 予防条例第87条	(1) 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	☐	☐	
	(2) 利用者が、できる限り要介護状態とならないで、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを、常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	☐	☐	
	(3) 利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないように配慮していますか。	☐	☐	
	(4) 利用者とのコミュニケーションを十分に図ること、その他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。	☐	☐	
11. 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針（予防のみ） 予防条例第88条	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。	☐	☐	
	(2) 計画作成担当者は(1)に規定する利用者の状況及び希望を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成していますか。	☐	☐	
	(3) 計画作成担当者は、計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。	☐	☐	
	(4) 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	☐	☐	
	(5) 計画作成担当者は、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付していますか。	☐	☐	
	(6) サービスの提供に当たっては、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう、配慮して行っていますか。	☐	☐	
	(7) サービスの提供に当たっては、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	☐	☐	
	(8) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っていますか。	☐	☐	
	(9) 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づくサービスの提供期間中、少なくとも1回は当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行っていますか。	☐	☐	
	(10) 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っていますか。	☐	☐	
12. 認知症対応型共同生活介護計画の作成 条例第118条	(1) 管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させていますか。	☐	☐	
	(2) 介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
12. 認知症対応型 共同生活介護計画 の作成 条例第118条	(3)利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成していますか。	☐	☐	
	(4)介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	☐	☐	
	(5)介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付していますか。	☐	☐	
	(6)介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行っていますか。	☐	☐	
	(7)サービスを短期間利用する場合で、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成した居宅サービス計画に基づきサービスを提供する事業者は、その居宅介護支援事業者から介護計画の提供の求めがあった際には、当該介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。	☐	☐	
13. 介護等 条例第119条 予防条例第89条	(1)介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われていますか。 ➤たんの吸引等を行う場合は、「喀痰吸引等研修」又は平成28年度以降の介護福祉士「実地研修」を受講した介護福祉士及び介護職員等が、「認定特定行為業務従事者」として県から認定証の交付を受けた上で、「登録特定行為事業者」として県に登録する必要があります。 →介護職員による喀痰吸引等の実施事例（有・無） →看護職員以外による褥創等の処置事例（有・無）	☐	☐	
	(2)利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。	☐	☐	
	(3)利用者の食事その他の家事等は、利用者と介護従業者が共同で行うよう努めていますか。	☐	☐	
14. 社会生活上の便宜の提供等 条例第120条	(1)利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めていますか。	☐	☐	
	(2)利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。	☐	☐	
	(3)常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。	☐	☐	
15. 利用者に関する市への通知 条例第128条準用条例第28条 予防条例第86条準用予防条例第24条	(1)正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる時は、その旨を市に通知していますか。 →事例（有・無）	☐	☐	
	(2)偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとした時は、その旨を市に通知していますか。 →事例（有・無）	☐	☐	
16. 緊急時等の対応 条例第128条準用条例第99条 予防条例第86条準用予防条例第56条	(1)利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	☐	☐	
	(2)緊急時において円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
17. 管理者の責務 条例第128条準用条例第59条の11 予防条例第86条準用予防条例第26条	管理者は、従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 また、従業者に運営に関する基準の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行っていますか。	☐	☐	
18. 管理者による管理 条例第121条 予防条例第79条	管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者となっていないか。 ※ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りではありません。	☐	☐	
19. 運営規程 条例第122条 予防条例第80条	共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務内容 ③利用定員 ④(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤入居に当たっての留意事項 ⑥非常災害対策 ※策定している非常災害対策の計画名(火災、風水害等)を明記すること。 ⑦虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧その他運営に関する重要事項	☐	☐	
20. 勤務体制の確保等 条例第123条及び解釈通知 予防条例第81条及び解釈通知	(1)共同生活住居ごとに、介護従業者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確にしていますか。	☐	☐	
	(2)従業者の資質の向上のために、特に認知症介護に関する知識及び技術の習得を主たる目的とする研修を受講する機会を確保していますか。	☐	☐	
	(3)(2)で認知症介護、虐待防止、身体拘束廃止に関する研修を定期的に実施していますか。 ➢全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。	☐	☐	
	(4)適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	☐	☐	
21. 業務継続計画の策定等 条例第128条準用条例第32条の2 予防条例第86条準用予防条例第28条2	(1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。 ※感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。	☐	☐	
	(2)認知症対応型共同生活介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年2回以上)に実施していますか。	☐	☐	
	(3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
22. 定員の遵守 条例第124条 予防条例第82条	入居定員及び居室の定員を超えて入居させていませんか。 ※ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。	☐	☐	
23. 協力医療機関等 条例第125条 予防条例83条	(1)利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。 協力医療機関（ （ （	☐	☐	
	(2)事業者は、(1)の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めていますか。 ①利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ②事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。	☐	☐	
	(3)事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市に届け出ていますか。 ※協力医療機関の名称や契約内容の変更があった場合には、速やかに市に届け出ること。	☐	☐	
	(4)事業者は、第二種協定指定医療機関である病院又は診療所との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めていますか。 ※取り決めの内容としては、流行初期期間経過後(新興感染症の発生の公表後4か月程度から6か月程度経過後)において、事業者の入居者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の可否の判断、入院調整等を行うことが想定される。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではない。	☐	☐	
	(5)事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っていますか。 ※協議の結果、当該協力医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応の取り決めがなされない場合も考えられるが、協力医療機関のように日頃から連携のある第二種協定指定医療機関と取り決めることが望ましい。	☐	☐	
	(6)事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めていますか。 ※必ずしも退院後に再び入居を希望する入居者のために常に居室を確保しておくということではなく、できる限り円滑に再び入居できるよう努めなければならないということである。	☐	☐	
	(7)あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。 協力医療機関（ （ （	☐	☐	
	(8)サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えていますか。 介護老人福祉施設（ 介護老人保健施設（ 病院等（	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
24. 非常災害対策 条例第128条準用条例第102条 予防条例第86条準用予防条例第59条	(1)立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に対する具体的計画を立てていますか。 ▶火災・地震に関する計画に加え、風水害等、各々の施設の属する地域・地形などを考慮し、起こりうる災害に対し、網羅的に対応できていますか。 ▶上記計画に以下の項目が含まれていますか。 ①介護保険施設等の立地条件(地形等) ②災害に関する情報の入手方法 (「避難準備情報」等の情報の入手方法確認等) ③災害時の連絡先及び通信手段の確認 (自治体、家族、職員等) ④避難を開始する時期、判断基準 (「避難準備情報発令」時等) ⑤避難場所 (市町村指定避難場所、施設内の安全スペース等) ⑥避難経路 (避難場所までのルート(複数)、所要時間等) ⑦避難方法 (利用者ごとの避難方法(車イス、徒歩等)) ⑧災害時の人員体制、指揮系統 (災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等) ⑨関係機関との連携体制 ※起こりうる災害の範囲について疑義がある場合は、消防及び防災部局と協議の上、決定すること。	☐	☐	
	(2)(1)の具体的計画の内容について、従業者及び利用者に分かりやすく事業所内に掲示していますか。	☐	☐	
	(3)非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に従業者に周知していますか。	☐	☐	
	(4)非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 →過去3年間の避難訓練等の内容及び実施日 			

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
26. 掲示 条例第128条準用条 例第34条 予防条例第86条準 用予防条例第32条	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ・重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。 ・掲示内容が実際のサービス内容と一致しているか。 ・重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 ・原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 (令和7年4月1日から施行) ※ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。	☐	☐	
27. 秘密保持等 条例第128条準用条 例第35条 予防条例第86条準 用予防条例第33条	(1)従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 (2)事業所の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 (3)サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ※サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意で可。	☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐	
28. 広告 条例第128条準用条 例第36条 予防条例第86条準 用予防条例第34条	広告をする場合において、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないですか。 ・パンフレット(有・無) ・ホームページ(有・無) ・介護サービス情報公表システムへの掲載(年 月 日)	☐	☐	
29. 居宅介護支援事 業に対する利益供 与等の禁止 条例第126条 予防条例第84条	(1)居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)又はその従業員に 対し、要介護(要支援)被保険者に対して当該共同生活住居を紹介す ることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してません か。 (2)居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)又はその従業員か ら、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金 品その他の財産上の利益を収受していませんか。	☐ ☐	☐ ☐	
30. 苦情処理 条例第128条準用条 例第38条 予防条例第86条準 用予防条例第36条	(1)提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速 かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための受付の窓口を 設置する等の必要な措置を講じていますか。 (2)(1)の苦情を受け付けた場合は、その内容等を記録しています か。 (3)苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認 識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を 行っていますか。 (4)提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出等 に 応じ、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市 から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要 な改善を行っていますか。 →事例:(有・無) (5)市からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市に報告し ていますか。 →事例:(有・無)	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
30. 苦情処理 条例第128条準用条 例第38条 予防条例第86条準 用予防条例第36条	(6)提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 →事例:(有 ・ 無)	☐	☐	
	(7)国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 →事例:(有 ・ 無)	☐	☐	
31. 調査への協力等 条例第128条準用条 例第104条 予防条例第86条準用 予防条例第61条	提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	☐	☐	
32. 地域との連携等 条例第128条準用条 例第59条の17 予防条例第86条準 用予防条例第39条	(1)提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置していますか。 ※利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市の職員又は地域包括支援センターの職員、(介護予防)認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される。 ※テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。 ※他の地域密着型サービスを併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えない。 ※事業所が1年に1回以上行った自己評価結果について、運営推進会議において、第三者の観点からサービスの評価(外部評価)を行うことができる。	☐	☐	
	(2)運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催し、活動状況を報告しその評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。 →運営推進会議の開催月 今年度() 前年度() 前々年度()	☐	☐	
	(3)運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、複数の事業所の合同開催するにあたって、次の要件を満たしていますか。 ①利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ②同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、市内に所在する事業所であっても差し支えない。	☐	☐	
	(4)運営推進会議への報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表していますか。 ➤運営推進会議の記録については、事業所からの活動状況報告だけでなく、構成員からの評価、要望、助言等も記録すること。また、記録は5年間保存すること。 ➤公表については、事業所内でファイル等に綴り自由に閲覧できるようにする、すべての利用者の家族に対し、運営推進会議の記録を配布する等個人情報の取扱いに十分配慮したうえで、広く公表すること。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
32. 地域との連携等	(5)事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。	☐	☐	
条例第128条準用 条例第59条の17 予防条例第86条準 用予防条例第39条	(6)事業の運営に当たっては、提供した認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するように努めていますか。	☐	☐	
	(7)運営推進会議において外部評価を実施するにあたって、運営推進会議を合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととともに、外部評価を行う運営推進会議は単独開催で行っていますか。	☐	☐	
33. 事故発生時の対応	(1)利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 →事故事例(有・無) →事故対応マニュアル等(有・無)	☐	☐	
条例第128条準用 条例第40条 予防条例第86条準 用予防条例第37条	(2)(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。また、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 →事故の記録(有・無) →有の場合、市への報告(有・無) →従業者への周知(有・無) →周知の方法()	☐	☐	
	(3)利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 ➢賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 →損害賠償保険への加入(有・無)	☐	☐	
34. 虐待の防止	事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を定期的に開催するとともに、その結果について、認知症対応型共同生活介護従業者に周知徹底を図ること。 ②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③事業所において、認知症対応型共同生活介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ④①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	☐	☐	
35. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	事業者は、当該事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催していますか。	☐	☐	
条例第128条準用第106条の2 予防条例第86条準用予防条例第63条の2	※事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議(事故発生防止のための委員会等)を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。本委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。	☐	☐	
※令和9年4月1日より、義務化となります。	※委員会の名称について、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えない。			

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
36. 会計の区分 条例第128条準用条 例第41条 予防条例第86条準 用予防条例第38条	事業所ごとに経理を区分するとともに、認知症対応型共同生活介護 の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	☐	☐	
37. 記録の整備 条例第127条 予防条例第85条	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しています か。 (2) 利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備 し、その完結の日から5年間保存していますか。 ①(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに 緊急やむを得ない理由の記録 ④利用者に関する市への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑦運営推進会議への報告、評価、要望、助言等の記録	☐	☐	
38. 電磁的記録等 条例第203条 予防条例第91条	1 指定地域密着型(介護予防)サービス事業者及び指定地域密着型(介護予防) サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例 の規定において書面(被保険者証に関するものを除く。)で行うことが規定されてい る又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録によ り行うことができる。 2 指定地域密着型(介護予防)サービス事業者及び指定地域密着型(介護予防) サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類す るもの(以下「交付等」という。)のうち、条例の規定において書面で行うことが規定さ れている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書 面に代えて、電磁的方法によることができる。			
V 変更の届出等				
介護保険法第78条 の5 介護保険法第115条 の15	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定 める事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したとき は、10日以内に、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃 止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定めるところによ り、その旨を市長に届け出ていますか。 ①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏 名、生年月日、住所及び職名 ③登記事項証明書又は条例等 ④事業所の建物の構造及び平面図並びに設備の概要 ⑤事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥運営規程 ⑦協力医療機関の名称及び診療科目並びに契約の内容(協力歯科医 療機関があるときはこれを含む。) ⑧介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び 支援体制の概要 ⑨地域密着型サービス費の請求に関する事項 ⑩介護支援専門員の住所及びその登録番号	☐	☐	